

# 福祉医療制度に「妊産婦」が新設されました

福祉係

町では、子育て支援の充実のため、4月1日から福祉医療制度に「妊産婦」を新設いたしました。家計への負担が大きい医療費の軽減を図り、安心して子供を産み、育てやすいまちづくりを目指します。

## ●妊産婦の福祉医療

対象者	所得制限（要件）
母子手帳交付日から出産（流産及び死産を含む。）日の属する月の翌月末日までの者 （例：4月中に出産の場合、5月末日まで有効）	なし

※対象者（既に他の資格区分で当該制度の認定を受けている方を除き、新設に伴い資格取得申請が必要となる方）には3月中に申請書類をお送りしております。

福祉医療制度…医療機関、薬局等の窓口で支払った医療費等（医療保険で支払う自己負担分）について、町から福祉医療費給付金を支給する制度です。

●お問合せ先 役場 町民課 福祉係  
電話 56-2311（代） 有線 2311

# 障害者差別解消法がスタートします

福祉係

この法律は、障がい者への差別禁止や障がい者の尊厳と権利を保障することを義務付けた「障害者権利条約」（2006年12月国連総会で採択）に沿って制定されたもので、平成28年4月からスタートします。

## 法律の目的は

国や地方公共団体といった行政機関や、会社やお店などの民間業者が、「障がいを理由とする差別」をなくすための措置を定め、実施することで、障がいのある人もない人も分け隔てなく、互いに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくることを目的としています。

## 法律の内容は

行政機関や民間業者に対し、「障がいを理由とした不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務付けています。

※合理的配慮とは：障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったとき、その社会的障壁を取り除く合理的な配慮をすること。

## こんなことはありませんか？

- ・車椅子や補助犬の帯同を理由に乗車や入店を断られた。
- ・障がいを理由に窓口対応を断られたり説明をしてくれなかった。
- ・駐車スペースを施設近くに設置してくれない。段差で補助してくれなかった。
- ・依頼したのに手話通訳を用意してもらえなかった。などなど

## 差別されたと感じたら…

まずは、役場の担当窓口にお気軽にご相談ください。  
そこで解決できない場合でも、その内容に応じて適切な相談窓口を紹介いたします。



ご相談・お問合せ先 役場 町民課 福祉係 電話 56-2311 有線 2311